平成２４年（フ）第４９７号
神戸市中央区熊内町５丁目12番20―403号
債務者　大福地　修
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６１号
神戸市北区鈴蘭台南町６丁目12番29号
債務者　谷本　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７６号
神戸市垂水区塩屋町４丁目４番８号　第２窪田マンション205号、従前の住所神戸市長田区御船通３丁目３番地の１　ビーラインミフネ１号館203号
債務者　林　　翔
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４８号
神戸市北区唐櫃台３丁目27番406号
債務者　霜上　保夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８９号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目16番19―101号
債務者　西尾　　悠
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター内、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東南組51番地
債務者　川野　太郎
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１１９９号
名古屋市中村区大正町１丁目７番地
債務者　石黒　豊子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４２号
愛知県大府市梶田町６丁目222番地　マジェスティ梶田201号
債務者　中村　政行（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６０号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番４―306号
債務者　山口　恭子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６７６号
北九州市八幡西区八千代町５番26号
債務者　武村　勇一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２１号
鹿児島県肝属郡東串良町川東4478番地、前住所鹿児島県肝属郡東串良町川西1529番地
債務者　竹元　芳秀
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1222番地１　菱田住宅27号、前住所東京都杉並区大宮１丁目12番３号　第１山田ハウス
債務者　河野　正二
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
熊本市北区池田３丁目６番62号　あざみハイツ
債務者　山下甚之助
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５８号
熊本県宇城市豊野町糸石1073番地２
債務者　本山ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
青森市大字合子沢字山崎51番地８　八甲田スモーク館205号
債務者　山本眞里子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
青森県むつ市金曲２丁目１番14号　秋元借家３号
債務者　橋本れつ子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
福島県南会津郡南会津町田島字田部原109番地１、前住所福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3944番地12
債務者　室井　利明
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係